

県立国際高等学校検討協議会設置要項

奈良県教育委員会

(設置)

第1条

「県立国際高等学校」(以下、「国際高等学校」という。)における教育の基本方針等を協議し、その具体的な実施に資することを目的として、「県立国際高等学校検討協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 国際高等学校における教育の基本方針に関する事項
- (2) 国際高等学校の管理運営に関する事項
- (3) その他、前条の目的達成のために必要となる事項

(組織)

第3条 協議会は奈良県教育委員会が委嘱又は任命する別紙1に掲げる委員をもって組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、会長は奈良県教育委員会教育長をもって充てる。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に会長が指名する会長代理を置き、会長に事故があるときは、会長代理がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会に以下のワーキンググループを設置する。

- (1) 教務ワーキンググループ
- (2) 管理運営ワーキンググループ
- 2 各ワーキンググループは別紙2及び別紙3に掲げる委員によって組織する。
- 3 各ワーキンググループに委員長1名を置き、会長がこれを指名する。
- 4 会議は、委員長が招集する。
- 5 各ワーキンググループは、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、そ

の意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は教育政策推進課に置く。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要項は、平成30年11月13日から施行する。

この要項は、平成30年11月19日から施行する。

この要項は、平成31年4月8日から施行する。

「県立国際高等学校検討協議会」委員名簿

	氏 名	所 属 等
会 長	吉 田 育 弘	県教育委員会教育長
委 員 (会長代理)	大 西 英 人	県教育委員会事務局教育次長
委 員	竹 本 三 保	県教育委員会事務局参与
委 員	前 田 康 二	奈良教育大学教職大学院准教授
委 員	佐 田 創	株式会社アイエスエイ関西支社長
委 員	吉 岡 義 次	奈良県中学校長会会長
委 員	西 上 英 雄	奈良県高等学校長協会会長
委 員	熊 谷 啓 子	県教育委員会事務局教育政策推進課長
委 員	大 石 健 一	県教育委員会事務局学校教育課長
委 員	香 河 英 智	県教育委員会事務局教職員課長

「県立国際高等学校検討協議会」
教務ワーキンググループ委員名簿

	氏 名	所 属 等
委 員 長	大 石 健 一	県教育委員会事務局学校教育課長
委 員	中 尾 雪 路	教育政策推進課係長
委 員	川 崎 崇	学校教育課指導主事
委 員	森 田 純 司	県立教育研究所指導主事
委 員	小 谷 修 也	県立登美ヶ丘高等学校教頭
委 員	高 野 正 之	県立登美ヶ丘高等学校教諭

「県立国際高等学校検討協議会」
管理運営ワーキンググループ委員名簿

	氏 名	所 属 等
委 員 長	竹 本 三 保	県教育委員会事務局参与
委 員	山 内 祐 司	県教育委員会教育政策推進課主幹
委 員	中 尾 雪 路	教育政策推進課係長
委 員	高 木 信 行	教職員課県立人事係長
委 員	高 木 一 矢	生徒指導支援室係長
委 員	村 井 篤 史	保健体育課係長
委 員	岡 田 禎 之	保健体育課係長
委 員	渡 部 憲 一	県立登美ヶ丘高等学校教頭
委 員	長 岡 伸 好	県立登美ヶ丘高等学校教諭